

## 第 42 回練馬まつり

# 【出展団体募集要項】

- 1、開催日時 令和元年 10 月 20 日(日) 午前 10 時～午後 4 時
- 2、会場 としまえん(練馬区向山 3-25-1)
- 3、主催 練馬まつり推進協議会 (練馬まつり運営スタッフ委員会、練馬区)

練馬まつり推進協議会では、第 42 回練馬まつりに出展をする団体を募集します。  
出展参加を希望される団体の皆さまは、この「出展団体募集要項」をよくお読みいただき、内容をご確認の上ご応募ください。

**申込書に不備がある場合、受理できないことがありますので、提出前によくご確認ください。**

練馬まつりのホームページ <http://nerima-matsuri.com>

— 前回からの主な変更点 —

・今回から申込フォームによる電子申込が可能になりました

### 申込み・問合せ先

練馬まつり事務局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロス 603

電話: 03-6721-0061 / ファクス: 03-3423-3601

メール: [furusatonerima@nkdinc.co.jp](mailto:furusatonerima@nkdinc.co.jp)

## 目次

I. 会場について.....	P. 3
II. 出展申込みについて.....	P. 4
III. 出展料金・区画等 .....	P. 6
IV. 搬入・搬出について .....	P.10
V. 全体の注意事項 .....	P.10
VI. 熱源(火力・電熱・その他)を使用する団体への注意事項 .....	P.12
VII. 飲食を提供する団体への注意事項 .....	P.13

### ◎ 募集開始から本番までの主なスケジュール

6月21日(金)～	団体募集・受付開始
7月19日(金)	申込締切
8月上旬	公開抽選会(応募多数の場合)
8月中旬	出展承認書発送
8月30日(金)	参加料金振込期限
9月 4日(水)19:00～	出展団体説明会 於:練馬区役所本庁舎アトリウム地下多目的会議室
10月初旬	パンフレット、車両搬入許可証等発送
10月20日(日)	練馬まつり当日

# I. 会場について

## 1 会場図(としまえん)



## 2 開催時間について

- ・午前 10 時～午後 4 時

## 3 当日のとしまえんの運営について(予定)

- ・入場料は無料です(乗り物は有料です)。
- ・としまえんの営業時間は、午前 10 時から午後 5 時までです。
- ・としまえん内の飲食店は、通常通り営業しています。

## 4 同時開催のイベント(予定)

- ・健康フェスティバル
- ・ねりまエコスタイルフェア
- ・練馬産業見本市 ねりま EXPO2019

## II. 出展申込みについて

### 1 申込み受付期間

令和元年6月21日(金)～7月19日(金)※必着

### 2 申込みの資格

練馬まつりの出展参加に応募できるのは、次の条件を全て満たす団体となります。

※出展は原則1団体1区画とします。

※前年度、主催者の指示に従わなかった団体の申込みは認めない場合があります。

- (1) 参加資格の①～⑧(7ページの参加区分・資格等の表)のいずれかに該当する団体
- (2) 本要項に定める事項に同意し、出展申込書・指定の必要書類を期限内に提出できる団体
- (3) 東京都暴力団排除条例および練馬区暴力団排除条例(以下「暴力団排除条例」という)の趣旨に賛同し、取組みに協力できる団体
- (4) 前年度出展取消しになっていない団体
- (5) 出展の内容、提出物において主催者の指示に従う事が出来る団体

### 3 申込み方法および必要書類

この募集要項の内容に同意の上で、下記の必要書類を受付期間内に申込み先へ郵送するか、申込フォームから申し込んでください。申込フォームは練馬まつりのホームページにあります。

(FAXでのお申込みはできません)

#### (1) 全団体提出が必要なもの

- ① 出展申込書
- ② 団体の紹介文(200文字程度)またはリーフレット・チラシ等、団体の活動や所在がわかるもの  
※提出いただいた資料で団体の活動状況や所在を確認することが難しい場合には、団体代表者の身分を証明する書類などの追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ③ 従事するスタッフ全員の名簿(氏名・性別・生年月日)  
※名簿は保険加入の目的以外には使用しません。保険には個人・法人に関わらずすべての方の加入が必要です。  
※参加者が確定しない場合は概算人数での申込をすることとし、振込期限の令和元年8月30日(金)までに必ず確定し、再提出してください。
- ④ 暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書  
※団体代表者の方が署名・捺印し、提出してください。  
※申込フォームから申し込む場合、記入しスキャンしたデータを添付してください。(電子署名・電子印鑑も可)  
原本は出展団体説明会に持参し提出、または郵送してください。(電子署名、電子印鑑で提出した団体は持参は不要)

#### (2) 出展区分・内容により提出が必要なもの

- ① 行事における臨時出店届  
(食品を取扱う団体)
- ② 地方物産出展に係る自治体からの推薦状  
(地方物産区分団体 ※自治体または観光協会等は提出不要)

- ③ 広告データ  
(広告付一般企業区分団体)  
※提出締切は 8 月 23 日(金)
- ④ 区内営業区分団体については必要に応じて、会社概要・パンフレット等の提出を求めています。

#### **4 出展の正式承認**

出展申込書および必要書類等を審査の上、主催者が出展を承認した団体には「出展承認書」を送付します。

出展承認後は、出展内容を変更することはできません。

##### (1) 出展承認通知の時期

承認は「出展承認書」の発送をもって通知します。通知は 8 月中旬発送予定です。

##### (2) 予定数を上回る応募があった場合

- ① 各出展場所で予定する区画数を上回る応募があった場合は、7 ページの申込み区分①、②、④、⑥、⑦、⑧を優遇し、自治体等の出展を優先した上で、公開抽選により出展団体を決定します。公開抽選日の日程は別途ご連絡いたします。
- ② 2 区画以上での申込みをしている団体(例:複数の調理品目を取り扱うために、便宜的に申込みを 2 件にしている団体、関連団体で隣接での出展を希望している団体)については、より多くの団体に参加してもらうために、申込みを 1 区画のみに制限させていただく場合があります。

##### (3) 出展場所の決定について

出展位置については内容等のバランスを考慮の上、主催者が決定します。

#### **5 出展承認の取消し**

##### (1) 承認取消しとなる場合

- ① この要項に定める事項に違反した場合
- ② **理由なく期日までに必要書類の提出および入金をしなかった場合**
- ③ 主催者・保健所・消防署等からの指示に従わない場合

##### (2) 承認取消し後について

- ① まつり当日に出展承認を取消された団体は、ただちに出展を中止し、退場してください。
- ② 出展承認を取消された団体および構成員は、次回の練馬まつりへの参加を認めません。違反が後日発覚した場合も同様とします。
- ③ 出展承認を取消された団体の出展料は返還しません。また、いかなる補償も行いません。

#### **6 出展団体説明会**

出展を承認された団体の代表者は、出展団体説明会に出席してください。参加に必要な関係資料、その他資料の配布と、当日の注意事項を説明します。

詳しい案内は承認通知に同封します。

【開催予定日時・会場(変更になる場合があります)】

- 日時 令和元年 9 月 4 日(水) 19 時～
- 会場 練馬区役所 本庁舎アトリウム地下多目的会議室

### Ⅲ. 出展料金、区画等

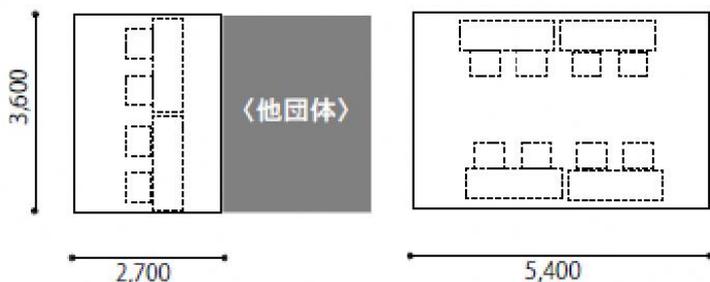
#### 1 出展区画

テントの規格は下記の小・大の2種類です。

- (1) テント(小)2,700×3,600mm 机2卓、椅子4脚が、標準で付属します。
- (2) テント(大)3,600×5,400mm 机4卓、椅子8脚が、標準で付属します。

● テント 小  
2,700×3,600mm

● テント 大  
3,600×5,400mm



※出展団体は、指定された出展区画内で団体の活動を展開してください。

※テント(小)は、テント(大)を中央で半分に仕切ったものを原則使用します。

※隣との仕切りを外すことはできません。

※屋外での出展につき、多少の傾斜等については、予めご了承ください。また、傾斜の補正や雨水等の対策は出展者側で行ってください。

※設置場所によって、テントの間口の向きが異なります。

※机のサイズは1,800×600mmです。

#### 2 出展料金

下表の1～3の合計額です。詳しい料金体系は、次ページ以降でご確認ください。

	項目	説明
1	基本料金	次表「3 参加区分・資格等」に記載されている基本料金を参照してください。
2	追加料金	8 ページ「4 出展料金に追加費用が発生する項目」を参照してください。
3	保険料	個人法人に関わらず、まつり参加者(当日参加者全員)に加入していただく保険です。 @100×従事者数で計算される額となります。 保険の内容は、後日案内します。

#### 3 参加区分・資格等 【基本料金】

練馬まつりで募集する出展区分や内容資格は下表①～⑧のとおりです。

区外団体については、区分④・⑤に該当する団体のみ参加できます。

	区分	内容	資格	基本料金	
				小テント 2,700×3,600mm 机 2 台、椅子 4 脚 駐車許可証 (1 台)	大テント 3,600×5,400mm 机 4 台、椅子 8 脚 駐車許可証 (2 台以内)
①	飲食	飲食物の販売(調理含む)	区内に活動拠点があるグループ・団体	25,000 円	—
②	物販・展示	飲食物以外の販売、日々の活動内容の展示	体・同業者組合・公共的団体・教育/福祉団体など	20,000 円	—
③	区内営業	日々の営業で取り扱う商品の販売及び PR	区内に営業の拠点がある企業・店舗(法人や個人商店などを含む)で以下 2 点の基準を満たすこと 1、出展内容が通常業務の範囲内で取扱う商品等であること 2、区内の実店舗で恒常的に業務を行っていること	30,000 円	—
④	地方物産	地方自治体等の観光 PR、物販 ※出展名は自治体名(～県～市)など、地域が分かる名称としてください	以下のいずれかに該当する団体 1、自治体・観光協会またはこれに準ずる団体 2、自治体から推薦のある団体	25,000 円	50,000 円
⑤	広告付 一般企業	PR、販売促進活動等 ※パンフレットのフリー広告(40×92mm、5 万円相当)付	練馬まつりの開催に協力・協賛する団体 ※練馬区外可	75,000 円	100,000 円
⑥	福祉展示 PR	障害者福祉団体による日々の活動内容の展示・PR(販売活動不可)	区内に活動拠点がある心身障害者福祉団体	6,000 円	—
⑦	福祉体験 教室	障害者福祉団体によるハンディキャップ体験、学習プログラム(販売活動不可)		0 円	0 円
⑧	子供向け 体験教室	子ども(小学生年代)向け参加・体験型事業の実施(販売営利活動不可)	区内に活動拠点があるグループ・団体・同業者組合・公共的団体・教育/福祉団体など	0 円	0 円

※出展は原則 1 団体 1 区画とします。

#### 4 出展料金に追加で費用が発生する項目(※角地指定は小テントのみ)【追加料金】

内容	金額	備考
----	----	----

①	角地希望(区分:①③④⑤)	3,000 円	※小テントのみ申込可、角地希望多数の場合は抽選
②	角地希望(区分:②)	2,000 円	
③	角地希望(区分:⑥)	1,000 円	
④	机(長さ 1,800mm×幅 600mm)追加	1,000 円	1 台あたり
⑤	折りたたみ椅子追加	500 円	1 脚あたり
⑥	電源設置(100V、15A)	3,000 円	1 回線(15A)あたり
⑦	ゴミ処理手数料シール(45ℓ)	1,000 円	各区分 1 枚あたり

※角地とは、二方面間口(前方に 50cm 以上のスペース)が取れる位置での出展とします。

## 5 主催者に届け出が必要な持込品目(持込料はかかりません)

	内容
①	LP ガスボンベ
②	カセットボンベ
③	熱器具(電熱・コンロ・ガス・他)
④	炭火
⑤	酒類提供 A ビールサーバー使用
⑥	酒類提供 B ビールサーバー以外

## 6 出展料金のお支払い

### (1) 出展承認と請求

出展を承認した団体には「承認書」とあわせて「請求書」をお送りします。

「請求書」記載の金額を期限までにお振込ください(振込手数料はご負担願います)。

### (2) 振込期限

令和元年 8 月 30 日(金)

※期限までに入金確認のできない団体の出展承認は、取消し扱いとします。

## 7 出展キャンセルの取扱い

出展承認後に、出展団体の都合でキャンセルする場合には、下表のとおり申出日に応じた所定のキャンセル料をお支払いいただきます。既に振込済の場合、所定のキャンセル料および振込手数料を差し引いた後の残額を、指定口座に振込で返還します。

※参加者数の変更に伴う傷害保険料の増減についても同様です。

キャンセルの申出日	キャンセル料
振込期限(8月30日)まで	なし
令和元年8月31日から9月20日まで	出展料金の85%
令和元年9月21日以降	出展料金の100%

※キャンセル料発生後にキャンセルした団体は翌年の出展を認めない場合があります。

## 8 開催中止の場合の取扱い

主催者が、天候・天災・その他不測の事態の発生等の事由により、まつり開催前に中止した場合、出展料は加入済みの保険料及び準備期間に発生する一部経費を除き返還します。開催途中で中止した場合は、出展料の返還はいたしません。中止に伴う出展団体の仕入れ等の損失については、主催者では一切補償いたしません。

## IV. 搬入・搬出について

搬入・搬出については、以下のとおりです。なお、搬入時間は7時から9時まで、搬出時間は17時以降を予定しております。

※詳細は出展参加団体説明会にてご案内します。

- (1) 車両の使用は、出展申込書に記載してください。「搬入出許可証」を発行します。
- (2) 当日搬入出証のない車両は会場に入れません。
- (3) 主催者が用意する駐車場に留置きする車両も申請してください。「駐車許可証」を発行します。留置き後、午前9時～午後4時30分の間は車両の移動は一切できません。  
なお、申請が駐車可能台数を超える場合は、抽選等により利用者を決定する場合があります。
- (4) 出展団体説明会でお渡しする資料にて、搬入・搬出経路や荷捌き場所などを説明いたします。
- (5) 搬入・搬出に関する規定を守ってください。

## V.全体の注意事項

### 1 ゴミ処理

- (1) まつり終了後は、使用区画内の清掃を行い、各団体のゴミは全て持ち帰ってください。  
特に、炭等の燃料・汚水・氷については必ず持ち帰り、各自処分してください。  
ゴミの投棄等を発見した場合は、翌年度の出展はできません。
- (2) 予めゴミ処理シールを申込んだ団体については、主催者で処分を引き受けます。  
「可燃ゴミ」「段ボール」「ビン・缶・ペットボトル」を3つの区分に分別し、各々ゴミ処理シールを貼付し、区画内にシールが見えるようにまとめて置いてください。  
※炭・汚水・氷の引き取りは行いません。  
※45ℓのゴミ袋は各自ご用意ください。  
※ゴミ袋1枚の中に複数区分のゴミは入れられません。

### 2 宣伝・PR活動

区画(テント)内での宣伝・PR活動は、参加団体の責任で行うことができます。チラシを配布する場合は、割当て区画(テント)内であれば可能です。ただし、以下の項目を守ってください。

1	事前にチラシの見本を主催者に提出してください。
2	配布枚数、配布方法等を書面に記載して、申請してください。
3	他の参加団体や演技団体の迷惑にならないように配布してください。
4	宗教(布教)活動、政治的活動、特定の思想に基づく活動、公序良俗に反する活動およびそれらの活動に付随する組織への勧誘活動、入会促進活動、その他主催者が好ましくないと判断する行為は禁止します。

### 3 募金活動について

募金活動は原則禁止です。ただし、事前に募金の目的等を申し出て、主催者が許可した場合に限り、割り当て区画内で募金を行うことができます。ただし、許可を受けた場合であっても、以下の行為は禁止です。

- ・大声での勧誘行為
- ・商品、サービスの対価として募金を求めること

### 4 荒天時の対応について

台風等の強風・強雨による場合以外の雨天時は、決行を原則とします。各参加団体は荒天時の対応・対策等を自己責任で行ってください。

また、天候等に伴う損害、損失について、主催者は一切責任を負いません。

## 5 その他の注意事項

募集要項の各項目のほか、下記内容を遵守してください。

### (1) 申込み全般について

- ① 出展申込書における虚偽記載等を行わないでください。
- ② 暴力団排除条例の趣旨に基づく、誓約書記載事項に違反しないでください。  
出展申込書の写し、暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書の写しについては、暴力団並びに関係者が関与する団体を排除する目的で、主催者から練馬警察署に提供することがあります。
- ③ 出展承認証の譲渡・貸借は一切認めません。また、当日の運営を参加団体以外の者が行う「名義貸し」等の行為は禁止です。
- ④ 団体構成員として登録していない者を従事させないでください。
- ⑤ 出展団体の代表者が当日会場で従事しない場合は、必ず当日従事し常駐する者の中から、当日責任者を指名し、申込書に明記してください。
- ⑥ 刺青・タトゥー(シール類を含む)をしている方は、としまえんに入園できません。該当する方を従事させないようにしてください。
- ⑦ 雨天等の場合であっても、まつりが開催している間は可能な限り出展が出来るよう、事前の準備をお願いします(特に「子供向け体験教室」)。
- ⑧ 偶発性に頼る遊戯(くじ引き、的あて、輪投げ等)の結果により、異なるサービス提供・品物が発生する営業形態はできません。
- ⑨ 金魚・ひよこ・昆虫等生き物を取扱う販売・遊戯・サービスはできません。
- ⑩ としまえん内の遊具に絡む恐れがあるため、風船の取扱いはできません。

### (2) 出展について

- ① 指定された出展区画外での販売・呼び込み・チラシ等の配布・展示・商品陳列は禁止です。
- ② 参加内容・活動について主催者・保健所・消防署から指示があった場合、これに従ってください。指示に従わない場合、または改善の様子が見られない場合、ただちに出展を中止していただきます。
- ③ 主催者への申込みと異なるサービスや商品を扱った場合、出展の即時中止と次回の練馬まつりへの出展を禁止します。
- ④ 販売品には税込価格を表示し、適正な価格で販売してください。
- ⑤ 出展団体が会場で販売・提供したサービスや商品等に関する苦情・トラブル等は、出展団体の責任で解決してください。また、食中毒や、調理過程・サービス提供中を問わず来場者に対しケガを負わせる等の事故が発生した場合、主催者では一切責任を負いかねます。
- ⑥ 他の出展団体へ迷惑(音・煙等)がかからないよう、十分注意してください。また、営業中に行列ができた場合は、各出展者にて列整理を実施してください。
- ⑦ 屋外での出展につき、多少の傾斜等については、予めご了承ください。また、傾斜の補正や雨水等の対策は出展者側で行ってください。
- ⑧ 熱源や食品取り扱いについては、必要な届出を行うとともに、必要な安全・衛生対策を必ず行ってください。
- ⑨ 搬入・搬出に関するルール・時間を守ってください。
- ⑩ まつり終了時間まで品切れ等になることがないように、仕入数等は十分余裕を持ってください。
- ⑪ 犬・猫等の動物を持ち込むことはできません。
- ⑫ テント内は禁煙です。喫煙(電子タバコを含む)は必ず指定の喫煙所をご利用ください。
- ⑬ 参加者の飲酒は禁止です。

### (3) まつり開催後

- ① 主催者は、まつり開催中または終了後に、出展団体が販売・提供したサービスや商品等に関する苦情等の連絡を受けたときは、出展申込書に記載された範囲で、当該団体の代表者の連絡先を、サービス・商品に関する責任者として相手方に提供することがあります。また、苦情の内容によっては翌年度の出展を認めない場合があります。
- ② 主催者、関係機関が、広報・記録のため、写真・動画の撮影をします。また、その撮影した写真・動画を練馬まつりの PR の為、改めて許可を取らずに使用することがあります。

## VI.熱源(火力・電熱・その他)を使用する団体への注意事項

### 1 安全対策の徹底のお願い

例年、器具の設置・接続方法等に誤りがある事例や、安全対策を講じていない事例が散見されます。細心の安全対策をお願いいたします。

### 2 熱器具等の使用について

電源コンセントの設置、ガスボンベ及びカセットボンベ持込、炭火使用、熱器具(コンロ・その他)の使用については、事前に申請をしてください。炭火使用時は、使用団体の責任で対策を講じ、煙等で隣接区画に迷惑をかけないように心掛けてください。また、使用した炭については、鎮火後すべてお持ち帰りください。

### 3 熱源使用時の遵守事項

熱器具等の使用、熱量については消防署の安全指導に基づき、参加団体は次の事項を遵守してください。主催者では練馬消防署の協力のもと、当日巡回検査を行います。

- (1) 防災・防火についての意識を高く保ち、必要な安全対策は自己責任でお願いします。
- (2) 熱源(火力・電熱・他)を使用する団体は、区画内に消火器(消火器サイズ(B-10 型)以上、スプレー式は不可)を設置してください。
- (3) 巡回検査前に熱源を使用しないでください。
- (4) 燃焼器具(コンロ等)を机上で使用する場合、耐火ボード・不燃性風囲い等の安全対策用品を出展者の責任で用意してください。
- (5) ガスホースは新品を使用し、安全バンドで締め付けてください。ガスボンベは転倒しないよう、設置場所に固定してください。
- (6) 電源コンセントの設置を希望する団体には、お申込み時に別途、使用予定の器具の形状・数量・消費電力量の概算値等を確認させていただく場合があります。1 器具につき 1 回路のお申込みをお願いします。
- (7) たこ足配線等の電気容量を超えた使用は、他の出展団体への迷惑となりますので、行わないでください。

## Ⅶ. 飲食を提供する団体への注意事項

### 1 食品を取扱う場合

食品を取扱う団体は全て、「行事における臨時出店届」を提出してください。

※この「行事における臨時出店届」は事前に保健所に提出するため、記載のない食品の販売・取り扱いは一切できません。

※臨時出店できるのは、年 5 日以下です。これを超える場合は、独自に保健所に許可申請してください。

### 2 会場で調理する場合

(1) 取扱いができる調理販売食品は、1 団体に付き 1 品目です。

(2) 来場者へは使い捨て容器や割り箸など、1 回限り使用の食器類で提供してください。

(3) 材料の仕込み行為は営業許可のあるお店・学校の調理室等で行い、現地では行わないでください。  
仕込んだ材料や原材料は、必要に応じて使用直前まで十分に冷蔵してください。

(4) 会場での食器や調理器具の洗浄は禁止です。

### 3 試食

(1) 生鮮食料品類の試食は禁止です。

(2) 試食の提供を希望する団体は必ず事前に申請してください。申請の無い食品の試食提供は禁止です。

(3) 食品取扱いを申請した調理販売食品 1 品目は、使い捨て小皿等で試食に提供することが可能です。

(4) 試食提供する食品はすべて、その場で切る・割る等の手を加えて提供することは禁止です。

(5) 上記にあてはまらない試食・食品提供については主催者にご相談ください。

### 4 衛生管理

(1) 食品を取扱うすべての店については、スタッフ全員エプロンとキャップ、または三角巾を着用してください(エプロンとキャップ等は参加団体の責任でご用意ください)。

(2) まつり当日、またはその前から本人や家族に胃腸炎症状等体調不良のある方は、直接調理行為には携わらないでください(責任者は当日の朝、スタッフに体調確認してください)。

(3) テント内は常に清潔を保ち、手洗いを励行してください。衛生対策として、出展テントブース内に消毒用アルコール等を常備してください。

### 5 酒類の取扱い

下記(1)または(2)のどちらかの取扱いが可能です(未開栓での酒類販売は免許保持者以外できません)。酒類提供は調理販売食品の 1 品目として数えません。したがって、調理販売食品と併せて取扱う事ができます。

但し、申込書による事前申請が必要です。

(1) サーバーを利用したビール提供(酒類取扱 A)

専門の業者により管理調整されたものを、**当日開栓**して提供してください。

(2) ビン・カンを開栓する酒類提供(酒類取扱 B)

ビールまたはチューハイに限り(他の酒類は禁止)、開栓して提供できます(但し、紙コップ等に注ぐ行為は不可)。

## 6 竹串・つま楊枝の使用

食品の調理・販売・試食に当たり竹串、つま楊枝の使用はできる限り避けてください。

やむをえず、使用する場合は竹串・つま楊枝の残置がないよう、必ず清掃を行ってください。

## 7 取り扱うことが出来る食品の例示

分類	商品の具体例	
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁、玉こんにゃく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取扱いの出来る調理品目を練馬区保健所が定める「練馬区行事における臨時営業等の取扱要綱」に基づいて設定しています。</li> <li>● この表に記されていない調理品目は原則、取扱いが認められません。</li> <li>● 調理品目として扱える食品は1団体につき1品目です。</li> <li>● その場で調理をしない加工食品(営業許可のある場所で製造・包装され、食品表示のある商品)は該当しません。</li> <li>● 例外的に喫茶類1品目(ところてん、かき氷を除く)または、酒類取扱A・Bどちらか1品目に限り、他の品目と併せて提供することができます。</li> <li>● ビールサーバーによる提供の場合は専門の業者により管理調製されたものを使用すること。</li> </ul>
焼き物類	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼きぎょうざ、焼魚、焼きトウモロコシ	
お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼、タコス、チヂミ	
茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい	
めん類	焼きそば、即席カップ麺	
揚げ物類	串かつ、から揚げ、フライドポテト	
喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶	
ドッグ類	フランクフルト、アメリカンドック、ホットドッグ類、ケバブ	
焼菓子類	今川焼き、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼き餅、たい焼き	
揚げ菓子類	ドーナツ、大学芋	
団子菓子類	草団子、焼き団子	
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう	
あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼、綿菓子	
酒類	A)ビール (ビールサーバー提供)	
	B)缶ビール、缶チューハイ ※開栓して提供	
その他	ポップコーン	

### <取扱いが認められない品目の例>

- ・生もの(刺身・生卵・生肉等)、生クリーム
- ・米を使って調理するもの(ご飯類、おにぎり、チャーハン、リゾット類も不可)
- ・カレー料理の類(カレーライス、ナン、カレースープも不可)
- ・そば、うどん、ラーメン、パスタ等の麺類
- ・生野菜、生の果物(果物を切って試食に出すことも不可)
- ・その他、主催者が好ましくないと判断した品目は不可とします。

## 8 食品表示について

調理食品以外の食品を販売する団体は、必ず取扱い品目の全種を所定の書式で申請してください。  
また、販売する食品は、営業許可のある場所で製造包装され、法令で定められた食品表示を貼付したものに限ります。

### 食品販売表示例 ↓

#### 調味梅干し

名 称	調味梅干し
原 材 料 名	梅、しそ、かつおぶし、漬け原材料(食塩、アミノ酸液、しょうゆ、たん白加水分解物/調味料(アミノ酸等)、酸味料、ソルビット、甘味料(ステビア)、赤キャベツ色素、シソ色素(一部に小麦・大豆を含む))
原料原産地名	中国
内 容 量	200g
賞 味 期 限	枠外下部に記載
保 存 方 法	直射日光を避け常温で保存してください
製 造 者	〇〇漬物(株) 大阪市〇〇町〇一〇

#### だいふく

名 称	だいふく
原 材 料 名	つぶあん(砂糖、小豆)、もち粉、砂糖、いちご、でん粉/酵素、コチニール色素、グリシン、(一部に卵を含む)
消 費 期 限	△年△月△日
保 存 方 法	直射日光・高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	練馬 太郎 東京都〇〇市〇〇1-1

### 【お問い合わせ先】

練馬まつり事務局

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロス 603

TEL:03-6721-0061 FAX:03-3423-3601

(お電話問合せ受付:平日 10:00~17:00 )

メール:[furusatonerima@nkdisc.co.jp](mailto:furusatonerima@nkdisc.co.jp)